



主な免責事項

免責に関しては、ここに列記したものの他、各共済事業規約・細則の定めにもとづいて運営されます。

ご加入前に
必ずお読みください

生命・医療・交通災害・火災（おうちの安心共済）

生命共済

第28条（基本契約にかかわる共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金・重度障害共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 3. 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき。（組織・生命共済を除く）
 4. 被共済者が、自らの犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
 5. 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。
 6. 共済契約者が、故意または重大な過失により、被共済者（共済契約者と同一人である場合を除く）を死亡させたとき。
2. 前項各号に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

第29条（傷害特約にかかわる共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約にかかわる共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
 3. 被共済者または共済金受取人の自殺行為により事故が発生したとき。
 4. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
 5. 運転者同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
 6. 運転者が被共済者の場合で最高速度違反（時速30km（高速道路の場合は時速40km）以上の速度超過）、信号無視（踏切警報機の警報無視含む）で事故が発生したとき。また、未整備車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
 7. 原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛痛で他覚所見の認められないもの。
 8. 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害、泥酔、薬物依存等により事故が発生したとき。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

医療共済

第27条（共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
 2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 3. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
 4. 原因のいかんを問わず、「頸部症候群」（いわゆる「むちうち症」）または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
 5. 正常妊娠・分娩によるとき。
 6. 被共済者の薬物依存症または薬物依存等により生じた傷病によるとき。ただし、アルコール依存症およびアルコール依存により生じた傷病については、同一被共済者について、一回限りの支払いとする。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合は、第3条（共済事由）が共済期間内に始まっていたとしても、解約日を超えた期間については、支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

交通災害共済

第28条（共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
2. 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
3. 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
4. 運転者が被共済者の場合で最高速度違反（時速30（高速道路40）km以上の速度超過）、信号無視（踏切警報機の警報無視含む）で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
5. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
6. 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨その他これに類する天災により事故が発生したとき。
7. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により事故が発生したとき。

8. 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。
 9. 試運転、訓練、競技、興行中に事故が発生したとき。
 10. 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶搭乗中に事故が発生したとき。
 11. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に、当該作業に直接起因する事故が発生したとき。
 - ① 荷役作業。交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、調整等一連の作業を含む。
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。
 12. 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に事故が発生したとき。
 13. 被共済者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間に事故が発生したとき。
 - ① グライダー
 - ② 飛行船
 - ③ 超軽量動力機
 - ④ ジャイロプレーン
 14. 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。
 15. 公的機関等の第三者が発行する事故証明書等が提出できないとき。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

火災共済（おうちの安心共済）

第36条（共済金を支払わない場合）※借家人賠償責任共済金を除く

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を變造したとき。
 2. 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失および犯罪行為により損害が生じたとき。
 3. 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族または共済金受取人の故意により損害が生じたとき。
 4. 共済目的の紛失、盗難による損害。
 5. 原因が直接または間接である問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により損害が生じたとき。
2. 前項第2号および第3号に該当する場合に、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。
3. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。
4. 前各項各号に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。

第36条の2（借家人賠償責任共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、借家人賠償責任共済金を支払わない。

1. 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族または共済金受取人などの故意により損害が生じたとき。
 2. 風水害および雪・雹害による損害が生じたとき。
 3. 共済目的の紛失、盗難による損害が生じたとき。
 4. 原因が直接または間接である問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。
 5. 原因が直接または間接である問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により損害が生じたとき。
 6. 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族の心身喪失により損害が生じたとき。
 7. 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。
 8. 共済契約者または、共済目的所有者ならびにこれらの者と同一生計の親族が業務中に使用していた際に、損害が生じたとき。
 9. 借戸室の自然の消耗による劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由、ねずみ食いまたは、虫食いなどが起因し発生した損害。
 10. 借戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外見上の損傷または、汚損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。
 11. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
 12. 土地の沈下、または移動または隆起によって生じた損害。
 13. 借戸室を貸主に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する損害。
 - ① 補修、交換、張替え等の対象となった損壊
 - ② 清掃等の対象となった損壊
 14. 借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。
 15. 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された、借戸室の損壊に起因する損害賠償責任。
2. 共済期間の途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。

全労連共済・推進協議会の 労働組合共済

個人共済 おうちの安心共済

ご案内

2025年
改訂版



全労連共済 共済事業部会 推進協議会 実務支援部会

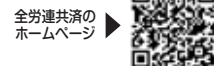
※推進協議会には、出版共済会・紙バ共済会・化学一般全関東共済会などが加入しています。

TEL 03-5842-3750 FAX 03-5842-3752

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-18-6 湯島夏目ビル 5F

2025年7月以降事務所が下記に移転します

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館3F
TEL・FAXは決まり次ホームページに掲載します。



全労連共済の
ホームページ▶



税金控除について

全労連共済における労働組合が行う自主共済事業は、掛金は所得控除の対象になりません。



個人情報について

加入者の個人情報は、法令等で開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。



はじめませんか？

人生での高い買い物 **保険** のかわりに

節約 しながら **もしも** の備えができる労働組合共済を

(火災共済)

おすすめ1 セット共済

就職や結婚、子どもが生まれた時は、共済や保険の加入や見直しをするタイミングと言われています。また、仕事が忙しくなってくれば、健康不安も増えて保険や共済の必要性を実感すると思います。

こんな時、労働組合の共済なら、利益を目的としない仲間どうしの助け合いなので、手ごろな掛金で必要な保障が得られます。まさに「節約」しながら「もしもの時への備え」ができるのです!!

生命・医療・交通災害共済が組み合わされたセット共済なら、万一の時でもいろいろな種目でカバーできて安心です。

1人ひとりのニーズに合った種目を選んで加入できますが、まずはセット共済に加入することをおすすめします。保障や掛金から自分の生活スタイルに合ったコースに加入してください。

労働組合共済は…

労働組合のはじまりは、18世紀イギリスのパブでの労働者どうしの「助け合い」だと言われています。パブで労働者が仕事や生活など様々な話を交わすことと、労働者がお金を出し合って何かあった時に役立てる「助け合い」で、仲間どうしのつながりを深めていました。

私たちの共済もパブでおこなわれた「助け合い」と同じ、組合員どうしの儲ける必要がない「助け合い」です。組合で事務をおこなうため経費が少なく、その分を給付にまわすことができ

おすすめ2 おうちの安心共済

おうちの安心共済は、火災だけでなく、台風や地震などの自然災害の保障もされます。2025年4月からは、自然災害保障をさらに充実させてほしいという組合の皆さんの声にこたえて自然災害特約を制度化しました。

近年、温暖化による気候の変動により、台風だけでなく、今までなかったような局地的な大雨も頻繁におきていて、いつどこで大きな災害があるかわかりません。また地震大国の日本では地震への備えも欠かせません。万が一とも言えなくなっている災害に備えるため、おうちの安心共済に加入して、みんなで助け合いませんか。

民間保険などに加入している方は、P8のおうちの安心共済の掛金表で試算して、今加入している保険などと比べてみてください。

セット共済（個人共済）、おうちの安心共済はいつでも加入できます。加入したい、共済の話を聞いてみたいなどあれば、加入している組合に気軽に声をかけてください。

るため、手ごろな掛金で必要な保障が得られます。加入や給付で困ったときは、近くにいる組合の仲間が相談に乗ってくれて、手続きもしてくれるので安心です。

共済に加入することは自分と家族の安心だけでなく、仲間の安心にもつながります。

家計の節約と仲間の安心のためにも、労働組合に入ったら、共済にも加入しましょう。

個人共済・おうちの安心共済について

POINT 1 組織共済に加入している組合の組合員本人やその家族がそれぞれのニーズに合った「個人共済やおうちの安心共済」に加入できます。

POINT 2 家族も含めて新規・追加・増口はいつでもできます。

POINT 3 1年ごとに継続する掛け捨ての共済です。組合ごとに満期と払込方法が決まっています。継続時以外の契約期間の途中に新規加入する場合には満期までの端数月の加入になります。

(注) 重度障害の方はおうちの安心共済のみ加入できます。

もくじ

セット共済…………… P2
生命共済+シニア生命… P3
医療共済+シニア医療… P4
緩和型共済…………… P4
交通災害共済…………… P5
おうちの安心共済…… P6
加入申込書…………… P14

※年金者組合の個人共済は都道府県によって取り扱いできる種目が異なります。詳しくは各都道府県本部へお問い合わせください。

セット共済

年齢によって掛金が異なります。
好きなコースを選んで家族で加入できます。(65歳未満 ※Eコースは60歳未満)
※種目ごとの詳しい給付内容はP3～P5を参照してください。

加入の際は健康告知を確認してください
P4参照



こんな方におすすめ
まずは必要最小限という方に

Aコース 生命10口、医療6口、交通2口

病気入院	日額 3,000円
不慮事故入院	日額 4,000円
安静休業	日額 1,500円
病気死亡	100万円
●掛金 1. 0～24歳 月900円	
2. 25～39歳 月1,050円	
3. 40～64歳 月1,070円	



こんな方におすすめ
生命共済は不要という方にも

Bコース 医療10口、交通2口

病気入院	日額 5,000円
交通事故入院	日額 8,000円
安静休業	日額 2,500円
交通事故死亡	200万円
●掛金 1. 0～24歳 月1,100円	
2. 25～39歳 月1,100円	
3. 40～64歳 月1,100円	



こんな方におすすめ
若い世代の方も万が一に備えて

Cコース 生命20口、医療10口、交通2口

病気入院	日額 5,000円
不慮事故入院	日額 7,000円
安静休業	日額 2,500円
病気死亡	200万円
●掛金 1. 0～24歳 月1,500円	
2. 25～39歳 月1,800円	
3. 40～64歳 月1,840円	



こんな方におすすめ
結婚したら家族のためにも

Dコース 生命50口、医療10口、交通1口

病気入院	日額 5,000円
不慮事故入院	日額 10,000円
安静休業	日額 2,500円
病気死亡	500万円
●掛金 1. 4～24歳 月2,050円	
2. 25～39歳 月2,800円	
3. 40～64歳 月2,900円	



こんな方におすすめ
子どもが生まれたらしっかり保障

Eコース 生命100口、医療20口、交通2口

病気入院	日額 10,000円
不慮事故入院	日額 20,000円
安静休業	日額 5,000円
病気死亡	1,000万円
●掛金 1. 16～24歳 月4,100円 (組合員と配偶者のみ)	
2. 25～39歳 月5,600円	
3. 40～59歳 月5,800円	

生命60口、医療20口、交通2口
病気入院 日額 10,000円
病気死亡 600万円

●掛金 60～64歳 月4,320円

●主な給付

共済金の種類	共済金額
病気入院	日額 10,000円
不慮事故入院	日額 16,000円
安静休業	日額 5,000円
病気死亡	600万円
不慮事故死亡	1,200万円
交通事故死亡	1,400万円

※「4～24歳」で「組合員と配偶者以外の方」は、保障は上記と同じ生命60口、医療20口、交通2口 = 掛金月3,300円への加入をおすすめします。

※セット共済ではありません

セット共済 給付事例

Cコース加入

虫垂炎(盲腸)で8日間入院 4万円

うつ病で休職し60日間自宅療養 15万円

Dコース加入

事故で死亡 1,000万円

骨折で30日間入院後、60日間自宅療養 45万円

セット共済に個別の共済を上積みすれば、さらに安心!

例えば

Dコース+医療10口

病気入院	日額 10,000円
不慮事故入院	日額 15,000円
安静休業	日額 5,000円

●掛金
1. 4～24歳 月3,050円
2. 25～39歳 月3,800円
3. 40～64歳 月3,900円

セット共済からもシニア共済に移行できます!



個人・生命共済

病気や不慮の事故・感染症等による死亡・重度障害などに対する保障制度です。

- 掛金 (発効日時点の個人の年齢により異なります)
 - 0～25歳未満＝ 月20円/1口
 - 25～40歳未満＝ 月35円/1口
 - 40～65歳未満＝ 月37円/1口



1口単位でも加入できます

- 加入限度口数 150口

組合員本人・配偶者

- ①発効日の年齢が60歳未満の方 …… 最高 150口
- ②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 … 最高 60口

組合員本人・配偶者以外の親族

- ①発効日の年齢が25歳以上60歳未満の方 … 最高 150口
- ②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 … 最高 60口
- ③発効日の年齢が4歳以上25歳未満の方 … 最高 60口
- ④発効日の年齢が4歳未満の方 …… 最高 30口

- 加入できる人
組合員本人、配偶者、同居の親族、同一生計の別居の未婚の子

- 健康告知が必要です
「健康告知事項」に該当する方は新規加入および増口はできません。(P4参照)

共済金・掛金 一覧表

申込口数	基本契約	傷害特約		
	すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号) 共済金	不慮の事故・感染症等による		
		死亡共済金	障害共済金 (1～14級)	災害入院共済金
150	1,500万円	1,500万円	1,500万円～60万円	※ 日額 10,000円
140	1,400万円	1,400万円	1,400万円～56万円	
130	1,300万円	1,300万円	1,300万円～52万円	
120	1,200万円	1,200万円	1,200万円～48万円	
110	1,100万円	1,100万円	1,100万円～44万円	
100	1,000万円	1,000万円	1,000万円～40万円	
90	900万円	900万円	900万円～36万円	日額 9,000円
80	800万円	800万円	800万円～32万円	日額 8,000円
70	700万円	700万円	700万円～28万円	日額 7,000円
60	600万円	600万円	600万円～24万円	日額 6,000円
50	500万円	500万円	500万円～20万円	日額 5,000円
40	400万円	400万円	400万円～16万円	日額 4,000円
30	300万円	300万円	300万円～12万円	日額 3,000円
20	200万円	200万円	200万円～8万円	日額 2,000円
10	100万円	100万円	100万円～4万円	日額 1,000円
1	10万円	10万円	10万円～4,000円	日額 100円

- 注意 ※災害入院共済金…不慮の事故・感染症等を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)
100口を超える部分は、災害入院の共済金が一律1万円となるため、1口あたりの掛金が5円安くなります。

- こんな給付があります(1口あたり) 加入年齢65歳未満

基本契約	
すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	10万円



不慮の事故・感染症等の場合は以下の傷害特約も対象となります。

傷害特約	
共済金の種類	共済金額
死 亡	不慮の事故・感染症等を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡 10万円
障 害	不慮の事故・感染症等を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級 10万円 ～4,000円
災害入院	不慮の事故・感染症等を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日) 日額 100円

申込口数	加入年齢と(月額)掛金					
	0～25歳未満(1口20円)		25～40歳未満(1口35円)	40～65歳未満(1口37円)		
	4歳未満の親族	25歳未満の親族	25歳未満の本人・配偶者	60歳未満	60～65歳未満	
150			2,750円	5,000円	5,300円	
140			2,600円	4,700円	4,980円	
130			2,450円	4,400円	4,660円	
120			2,300円	4,100円	4,340円	
110			2,150円	3,800円	4,020円	
100			2,000円	3,500円	3,700円	
90			1,800円	3,150円	3,330円	
80			1,600円	2,800円	2,960円	
70			1,400円	2,450円	2,590円	
60		1,200円	1,200円	2,100円	2,220円	2,220円
50		1,000円	1,000円	1,750円	1,850円	1,850円
40		800円	800円	1,400円	1,480円	1,480円
30	600円	600円	600円	1,050円	1,110円	1,110円
20	400円	400円	400円	700円	740円	740円
10	200円	200円	200円	350円	370円	370円
1	20円	20円	20円	35円	37円	37円

シニア生命共済(継続型)

65歳以上80歳未満の方の死亡・重度障害に対する保障制度です。

- 掛金 月60円/1口
- 加入限度口数 最高30口(移行前の加入口数により異なります)

- こんな給付があります(1口あたり) 加入年齢65歳～80歳未満

共済金の種類	共済金額	
すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	65歳以上75歳未満	75歳以上80歳未満
	4万円	2万円

個人・医療共済

病気や不慮の事故等による入院・安静休業に対する保障制度です。

- 掛金 月100円/1口
- 加入できる人
組合員本人、配偶者、同居の親族、同一生計の別居の未婚の子
- 加入限度口数 20口
(緩和型と合わせて20口)
- 健康告知が必要です
「健康告知事項」に該当する方は新規加入および増口はできません。(右を参照)

- こんな給付があります(1口あたり) 加入年齢65歳未満

共済金の種類		共済金額
入院	1日以上 180日限度	日額 500円
安静休業	★連続5日以上 90日限度	日額 250円

- 注意
- [安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続5日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- ★入院と安静休業を合算して連続5日以上あれば、安静休業が連続5日未満でも入院と安静休業それぞれで給付します。
- [入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。

通院中の方など **健康告知に該当して**
セット共済や医療共済に加入できない時は…
緩和型共済の加入をご検討ください!!

緩和型共済 (個人・引受基準緩和型医療共済)

ご病気で通院中の方でも、右の「緩和型専用告知事項」に該当しなければ加入できる医療共済です。

- 掛金 月300円/1口
- 加入できる人
組合員本人、配偶者、同居の親族、同一生計の別居の未婚の子
- 加入限度口数 10口
(個人医療と合わせて20口)
※シニア医療共済へ移行できる口数は加入口数の50%(小数点切り上げ)です。
- 告知書の提出が必要です
「緩和型専用告知事項」に該当する方は新規加入および増口はできません。又、新規、増口加入の際は専用の「告知書」の提出が必要です。

- こんな給付があります(1口あたり) 加入年齢65歳未満

共済金の種類		共済金額
入院	1日以上 90日限度	日額 500円
安静休業	★連続5日以上 45日限度	日額 250円

- 注意
- [安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続5日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- ★入院と安静休業を合算して連続5日以上あれば、安静休業が連続5日未満でも入院と安静休業それぞれで給付します。
- [入院+安静休業(45日限度)]の場合は合計90日が限度です。
- 新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。(安静休業は23日)

★2025年4月以降の事由より対象

シニア医療共済(継続型)

65歳以上80歳未満の方の入院に対する保障制度です。

- 掛金 月100円/1口
- 加入限度口数 最高10口(移行前の加入口数により異なります)

- こんな給付があります(1口あたり) 加入年齢65歳～80歳未満

共済金の種類	共済金額	
	65歳以上75歳未満	75歳以上80歳未満
入 院	1日以上90日限度 日額 500円	1日以上45日限度 日額 250円

セット共済、個人・生命共済、個人・医療共済の健康告知事項

セット、生命、医療共済への新規加入および増口の際は健康告知事項の確認が必要です。

**1～5の項目すべてが「いいえ」なら
セット、生命、医療共済に新規加入および増口できます。**

1	加入申込日に病気やケガ(軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療していますか(休業または、安静加療を要すると診断されている場合も含みます)。	いいえ	はい
2	病気で発効日からさかのぼって6か月以内に医師の治療を受けていますか(治療を要すると診断されている場合も含みます)。	いいえ	はい
3	病気で発効日からさかのぼって1年以内に医師の経過観察を受けていますか。	いいえ	はい
4	ケガで発効日からさかのぼって次の日数の休業または安静加療をしましたか。 ①1か月以内に、通算して14日以上 ②6か月以内に、連続して14日以上	いいえ	はい
5	ケガで発効日からさかのぼって1年以内に開頭、開腹または開胸等の手術をうけましたか。	いいえ	はい

- ※1 ここでいう病気からは「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。
- ※2 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等直接的・間接的な治療をいいます。
- ※3 加入申込日から発効日までに「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

緩和型専用告知事項

**1～4の項目すべてが「いいえ」なら
緩和型共済に加入できます**

緩和型共済の告知書はQRコードまたはホームページよりプリントアウトの上、ご記入をお願いします。



1	現在 入院※1または、病気※2やケガで休業または自宅安静中(休業または安静加療を要すると診断されている場合を含む)ですか	いいえ	はい
2	最近3か月以内に 医師から入院または手術をすすめられたことはありますか	いいえ	はい
3	過去2年以内に 入院したことまたは手術を受けたことがありますか	いいえ	はい
4	過去5年以内に がん(上皮内新生物含む)で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。ただし経過観察のみは除きます。	いいえ	はい

- 1～4に1つでも「はい」がある場合には、個人・引受基準緩和型医療共済に加入できません
- ※1 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難であると医師が認めた期間において、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- ※2 ここでいう病気からは「花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫、軽度の盲腸、および7日以内で完治した軽度の病気」を除きます。
- ※3 加入申込日から発効日までに、上記「告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

医療共済・緩和型共済・セット共済に加入されていた方が
65歳からも引き続き加入できる 制度です。

個人・交通災害共済

国内における交通事故による
死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 掛金 月50円/1口 ●加入限度口数 10口
- 加入できる人
組合員本人、配偶者、同居の親族、
同一生計の別居の未婚の子



●こんな給付があります（1口あたり） 年齢制限なし

共済金の種類		共済金額
死 亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	100万円
障 害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	100万円 ～40,000円
入 院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院（1日～180日）	日額 1,500円
実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院（1日～★90日）	日額 500円

- 注意
- [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
 - 被共済者が、職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。(組織・交通災害共済にも加入している場合、合計5口が限度)
 - ★「他覚所見がない、頸部症候群や腰背痛」の実通院については、30日限度となります。(2025年4月以降の事由より対象)

他にもこんな制度があります 〔提携事業〕

年金共済

- 組合員だけが入れられる貯蓄型の保険（拠出型企業年金保険）です。
- 老後資金だけでなく、教育資金やマイホーム資金を貯めるのにも使えます。
- 2つのコースがあり両方のコースに加入できます。

Aコース（個人年金保険料控除）

積立金を年金で受け取りたい方におすすめ。

Bコース（一般の生命保険料控除）

退職金などまとまったお金を一時払で積み増しが可能。

- 月々 5,000円の掛金から加入できます。
月払・半年払掛金は途中で増減できます。

- 募集は年2回
5月15日締切 → 8月1日加入
11月15日締切 → 翌年2月1日加入

- いつでも解約して積立金が受け取れます。
(加入後、一定期間は、積立金が掛金を下回ります)

- 年金受取方法は4種類

5年確定年金

10年確定年金

20年確定年金

15年保証終身年金

年金請求時に選択できます。

※5年確定はBコースのみ。

パンフレット・
掛金シミュレーションは
こちら



自動車共済

- 家計にやさしい掛金！（団体割引あり）
- 各種基本補償のほか、弁護士費用特約、ロードサービスなどの特約も充実！
- 等級別割引・割増の継承可能！
- 全国どこでも24時間事故受付！
- 組合員の立場で示談交渉



個人賠償責任保険

- 日常生活の賠償事故を補償
- 自転車での賠償事故にも対応
- 最高補償額1億円
- 安心の示談交渉つき ※日本国内のみ
- 年齢制限なし
- 本人と家族も補償
- 募集は年2回

※別制度を実施している東京・大阪地区の方は各地区の制度へご加入ください。

うちの安心共済 （火災共済）

2025年4月
火災共済が「**うちの安心共済**」に生まれかわり、
さらに「**自然災害特約**」が新設されました！

自然災害の保障が心配な方は、掛金をプラスして特約を付帯することで、さらに保障を厚くできます。特約をつけると、風水害等は、基本の1.5倍～3倍、地震は基本の2倍に保障を増やせます。



うちの安心共済のしくみ

基本契約に必ず加入します。

基本契約

1口あたり掛金
木造=月5円・鉄筋=月2.5円 → **P7** 詳しくは

火 災	火災等共済金 最高 4,500万円 臨時費用 借家人賠償責任共済金 等
風水害	風水害等共済金 最高 300万円 【支払限度100口】 臨時費用 等
地 震	地震等共済金 最高 300万円 【支払限度400口】



自然災害特約

1口あたり特約掛金
木造=月5円・鉄筋=月2.5円 → **P11** 詳しくは

風水害	風水害等共済金 最高 600万円 【支払限度400口】
地 震	地震等共済金 最高 300万円 【支払限度400口】

基本契約 加入

加入者(共済契約者)は、住宅・家財を問わず組合員本人とします。

加入できる住宅・家財

住 宅

組合員またはその親族が所有する、
居住を目的とした自家

※店舗・事務所等を兼ねた住宅については、店舗、事務所部分の大きさなどの条件によって取扱いが異なりますので、所属組合へお問い合わせください。

家 財

組合員またはその親族が居住する住宅内
にある、それらの方が所有する家財

注1) 別荘は居住を目的としていないので加入できません。
注2) 空家、貸家は新規加入できません。なお契約物件が空家になった場合には、次回の更新時のみ継続加入できます。次々回の更新時には継続できません。
注3) 現金、有価証券、貴金属、自動車、営業用の商品などは保障の対象外です。



組合員またはその親族が居住する借家は、「借家人賠償責任共済金」をご利用いただけます。

- 注1) 加入の際には貸主の加入承諾書を提出していただきます。なお、貸主が共済契約者またはその親族の場合は加入できません。
注2) 借家人賠償責任共済金の対象となる契約をする場合は、借家の家財へ最低30口のご加入が必要となります。
注3) 借家人賠償責任共済金の支払限度額は、住宅加入限度（加入基準）を活用します。P8をご参照ください。
注4) 共済金については、組合からの請求にもとづき、本人・貸主・保険会社など適切なおところに全労連共済が責任をもってお支払いします。
注5) 免責事項は裏表紙をご確認ください。

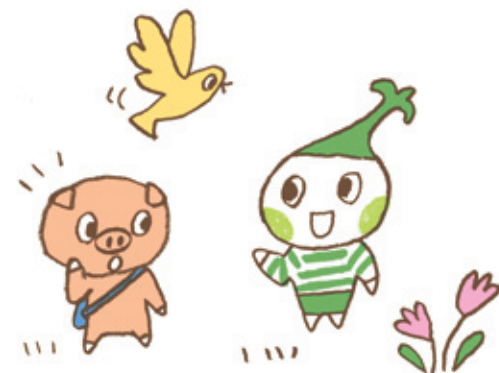
加入承諾書



基本契約 加入

1口あたりの掛金と最高保障額(住宅・家財共通)

住宅の構造	掛 金	最高保障額
木造・木造モルタル 簡易住宅	月額 5円 (年額60円)	10万円
鉄筋コンクリート・耐火	月額 2.5円 (年額30円)	



住宅の構造について

- 木造・木造モルタル住宅とは、鉄筋コンクリートおよび簡易住宅以外の住宅をいいます。(軽量鉄骨は木造扱い)
- 簡易住宅とは、天井、外壁、内壁、基礎工事の不十分な簡易プレハブ住宅などをいいます。
- 鉄筋コンクリート住宅とは、次のいずれかに該当する住宅をいいます。

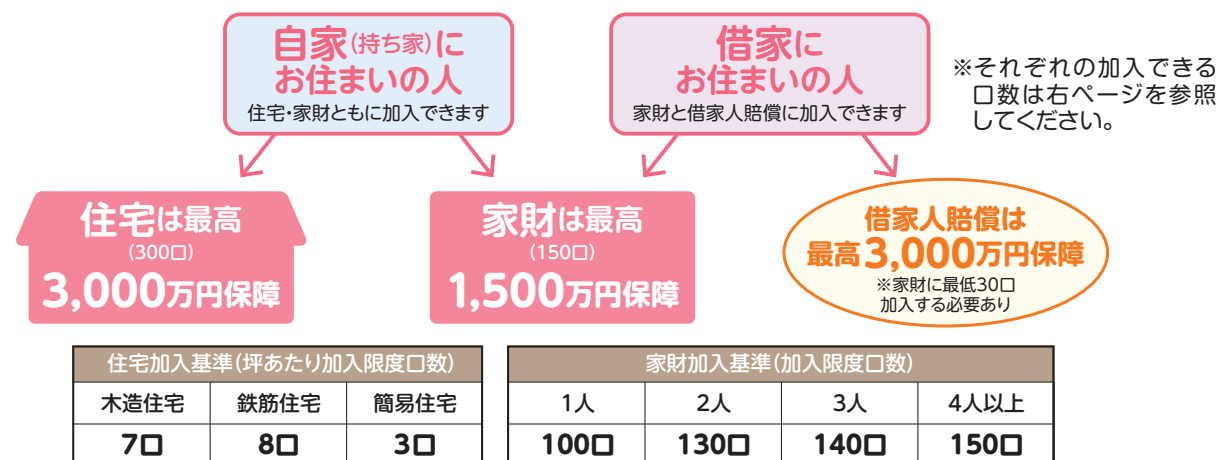
- (1) 主要構造部のうち、柱、梁、床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆^{※(1)}したもので組み立てられ、屋根、小屋組(最上階の梁を含む)、および外壁のすべてが不燃材料^{※(2)}で造られた住宅。
- (2) 外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅をいう。

- ① コンクリート造り(厚さ50mm以上のALC板を含む)
- ② コンクリートブロック造り
- ③ れんが造り
- ④ 石造り

※(1) 耐火被覆とは、モルタル、パーライト、吹き付け石綿またはプレキャストコンクリート板等の耐火力を持った不燃材料による被覆をいう。

※(2) 不燃材料とは、コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、漆喰等の不燃性の建築材料をいう。

加入できる口数



加入方法

満期と払込方法は所属共済会ごとに決まっています。詳しくは所属共済会の担当者へお問い合わせください。

発効日とサービス期間

発効日

発効日は単産・地方共済会または全労連共済が加入申込書と掛金を受け付けた日(申込受付日)の翌月1日午前0時からです。

サービス期間

申込受付日の翌日午前0時から発効日までの期間は「サービス期間」となり、掛金は発生しませんが、万一の場合は保障します。

例

申込受付日が6/20の場合、発効日は7/1となり、6/21午前0時～6/30は「サービス期間」になります。
※サービス期間は最大で発効日前1カ月です。

住宅 [加入限度早見表]

兼 借家人賠償責任共済金 [支払限度]



- 坪数=㎡÷3.3(坪数の小数点以下は切り上げ) 例:29.2坪→30坪
- たたみ1畳は0.5坪

木造住宅・簡易住宅				居住面積	鉄筋住宅			
加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金		加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金
7口	70万円	35円	420円	1坪	8口	80万円	20円	240円
14口	140万円	70円	840円	2坪	16口	160万円	40円	480円
21口	210万円	105円	1,260円	3坪	24口	240万円	60円	720円
28口	280万円	140円	1,680円	4坪	32口	320万円	80円	960円
35口	350万円	175円	2,100円	5坪	40口	400万円	100円	1,200円
42口	420万円	210円	2,520円	6坪	48口	480万円	120円	1,440円
49口	490万円	245円	2,940円	7坪	56口	560万円	140円	1,680円
56口	560万円	280円	3,360円	8坪	64口	640万円	160円	1,920円
63口	630万円	315円	3,780円	9坪	72口	720万円	180円	2,160円
70口	700万円	350円	4,200円	10坪	80口	800万円	200円	2,400円
77口	770万円	385円	4,620円	11坪	88口	880万円	220円	2,640円
84口	840万円	420円	5,040円	12坪	96口	960万円	240円	2,880円
91口	910万円	455円	5,460円	13坪	104口	1,040万円	260円	3,120円
98口	980万円	490円	5,880円	14坪	112口	1,120万円	280円	3,360円
105口	1,050万円	525円	6,300円	15坪	120口	1,200万円	300円	3,600円
112口	1,120万円	560円	6,720円	16坪	128口	1,280万円	320円	3,840円
119口	1,190万円	595円	7,140円	17坪	136口	1,360万円	340円	4,080円
126口	1,260万円	630円	7,560円	18坪	144口	1,440万円	360円	4,320円
133口	1,330万円	665円	7,980円	19坪	152口	1,520万円	380円	4,560円
140口	1,400万円	700円	8,400円	20坪	160口	1,600万円	400円	4,800円
147口	1,470万円	735円	8,820円	21坪	168口	1,680万円	420円	5,040円
154口	1,540万円	770円	9,240円	22坪	176口	1,760万円	440円	5,280円
161口	1,610万円	805円	9,660円	23坪	184口	1,840万円	460円	5,520円
168口	1,680万円	840円	10,080円	24坪	192口	1,920万円	480円	5,760円
175口	1,750万円	875円	10,500円	25坪	200口	2,000万円	500円	6,000円
182口	1,820万円	910円	10,920円	26坪	208口	2,080万円	520円	6,240円
189口	1,890万円	945円	11,340円	27坪	216口	2,160万円	540円	6,480円
196口	1,960万円	980円	11,760円	28坪	224口	2,240万円	560円	6,720円
203口	2,030万円	1,015円	12,180円	29坪	232口	2,320万円	580円	6,960円
210口	2,100万円	1,050円	12,600円	30坪	240口	2,400万円	600円	7,200円
217口	2,170万円	1,085円	13,020円	31坪	248口	2,480万円	620円	7,440円
224口	2,240万円	1,120円	13,440円	32坪	256口	2,560万円	640円	7,680円
231口	2,310万円	1,155円	13,860円	33坪	264口	2,640万円	660円	7,920円
238口	2,380万円	1,190円	14,280円	34坪	272口	2,720万円	680円	8,160円
245口	2,450万円	1,225円	14,700円	35坪	280口	2,800万円	700円	8,400円
252口	2,520万円	1,260円	15,120円	36坪	288口	2,880万円	720円	8,640円
259口	2,590万円	1,295円	15,540円	37坪	296口	2,960万円	740円	8,880円
266口	2,660万円	1,330円	15,960円	38坪	300口	3,000万円	750円	9,000円
273口	2,730万円	1,365円	16,380円	39坪				
280口	2,800万円	1,400円	16,800円	40坪	300口	3,000万円	750円	9,000円
287口	2,870万円	1,435円	17,220円	41坪				
294口	2,940万円	1,470円	17,640円	42坪				
300口	3,000万円	1,500円	18,000円	43坪以上				

住宅の居住面積に応じて上記表の範囲内で加入してください。

注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず偶数口で加入してください。 注2) 建物の建築年数にかかわらず、加入口数に応じた保障となります。

注3) 簡易住宅は1坪あたり3口が限度口数となります。また、150口を超える加入はできません。

家財 [加入限度早見表]

木造住宅・簡易住宅				居住人数	鉄筋住宅			
加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金		加入限度	最高保障額	月額掛金	年額掛金
100口	1,000万円	500円	6,000円	1人	100口	1,000万円	250円	3,000円
130口	1,300万円	650円	7,800円	2人	130口	1,300万円	325円	3,900円
140口	1,400万円	700円	8,400円	3人	140口	1,400万円	350円	4,200円
150口	1,500万円	750円	9,000円	4人以上	150口	1,500万円	375円	4,500円

住宅の居住人数に応じて上記表の範囲内で加入してください。

注1) 鉄筋コンクリート住宅は必ず偶数口で加入してください。 注2) 居住人数とは、契約物件に居住する親族の人数です。

おうちの安心共済 (火災共済)

基本契約 保障

火災等共済金



給付区分			お支払い額	
			共済金	臨時費用
全焼・全壊	焼破損割合が70%以上	契約額の全額	最高200万円を限度に共済金の15%	
部分焼・部分壊	焼破損割合が70%未満	損害額 (契約額を限度とする)		

注1) 付属建物の損害は、住宅契約額の10%の範囲内で給付します。

持ち出し家財共済金

※臨時費用なし

旅行・買い物等で一時的に持ち出した家財が、国内の他の建物内にて火災等で損害を受けたときに、100万円または契約額の20%のいずれか少ない額を限度としてお支払いします。
(業者の倉庫等に保管したものの損害、または風水害等による損害の場合は保障対象になりません。)

諸費用共済金

※臨時費用なし

- ①「失火見舞費用共済金」…… 加入者が火災や水漏れにより第三者に損害を与え、見舞金を支払ったとき
- ②「修理費用共済金」…… 賃借人である加入者の過失による火災などで、貸主に損害を与え、住宅の修理費用を支払ったとき

借家人賠償に加入の場合は、いずれか一方からの給付となり、併給はしません

諸費用共済金	失火見舞費用共済金	漏水見舞費用共済金	修理費用共済金
対象となる契約	木造・鉄筋とも	鉄筋のみ	
お支払い限度額 (いずれか少ない額)	100万円または契約額の20% (1世帯40万円限度)	50万円または契約額の20% (1世帯15万円限度)	100万円または契約額の20%

風呂の空焚き見舞金

※臨時費用なし

- ①風呂釜と浴槽が使用不能となったとき …… 一事故につき5万円
- ②風呂釜が使用不能となったとき …… 一事故につき2万円

借家人賠償責任共済金

※臨時費用なし

契約の借家で共済契約者 (共済契約者の親族含) の過失による火災等により、貸主から法律上の損害賠償責任を負った場合に、契約額を限度にお支払いします。

罹災した場合

ただちに所属組合へ連絡してください。
必要に応じ専門査定員が現場に行き、損害状況の正確な調査をします。
★査定は、当会の住宅災害損害認定基準にて行います。

風水害等共済金



支払限度100口 最高300万円+臨時費用 (共済金の15%) [200万円限度] → **P11**

※火災等共済金と共済金の計算方法が異なります。

地震等共済金

※臨時費用なし



支払限度400口 最高300万円 → **P12**

※火災等共済金と共済金の計算方法が異なります。



あなたの場合は?

情報を記入して、掛金を見積もりして保障額を確認しましょう。
(P8 住宅・家財加入限度早見表参照)

見積もり例

居住面積20坪・自家・木造・家族2人
20坪
2階建てなら2階も含めた延床面積に㎡なら3.3で割って切り上げて坪数にする
 $65\text{㎡} \div 3.3 = 19.69 = 20\text{坪}$
自家

木造
P8 住宅加入限度早見表確認
居住面積20坪の左の木造欄を確認
住宅140口まで加入可能

家族2人
P8 家財加入限度早見表確認
居住人数2人の左の木造欄を確認
家財130口まで加入可能

住宅と家財の口数を合算し
加入口数を確定させる
 $140\text{口 (住宅)} + 130\text{口 (家財)} = 270\text{口}$

年間掛金は
(木造60円・鉄筋30円)
 $270\text{口} \times 60\text{円} = 16,200\text{円}$

① 居住面積

坪 (㎡÷3.3切り上げ坪に換算)
自家・借家 どちらかに○

② 住宅の構造

鉄筋・木造・簡易 いずれかに○
住宅 ☐

③ 家族人数

人
家財 ☐

住宅 ☐
家財 ☐
合計 ☐

⑤ 年間掛金

☐ 木造60円
鉄筋30円
年間掛金 円

加入した場合の最高保障額は?

火災全焼 (加入口数×10万円)

◎ □ × 10万円

火災等共済金

万円

+ 臨時費用 共済金15% [200万円限度]

風水害全壊 (加入口数×3万円)

※100口限度

◎ or 100 □ × 3万円

風水害等共済金

万円

+ 臨時費用 共済金15%

地震全焼壊 (加入口数×7,500円)

※400口限度

◎ or 400 □ × 7,500円

地震等共済金

円

臨時費用はありません。

※実際の払込共済掛金額は発効日と満期日および払込方法により異なります。申込時に必ず所属共済会にてご確認ください。

他保険からの移行の際は、「サービス期間」をご活用ください。 → **P7**

うちの安心共済 (火災共済)

自然災害特約

加入と保障

2025年4月
スタート!

加入方法

必ず、基本契約と同口数特約を付加します。

※ただし、借家人賠償契約部分は、特約をつけられません。(家財と同口数を付加)

特約付帯に加え、基本契約を増口することで、自然災害の保障をさらに厚くできます。

※ただし加入限度口数の範囲内

1口あたりの特約付掛金と自然災害の最高保障額

住宅の構造	掛 金	風水害等 最高保障額	地震等 最高保障額
木造・木造モルタル 簡易住宅	月額 10円 (年額120円) 基本5円 特約5円	4.5万円 基本3万円 特約1.5万円	1.5万円 基本7,500円 特約7,500円
鉄筋コンクリート・耐火	月額 5円 (年額60円) 基本2.5円 特約2.5円		

基本 と 特約 の自然災害の保障内容

風水害等共済金



豪雨



台風・突風



大雪など

住宅の損害程度に応じてお支払いします。

※基本と特約では、支払限度口数と1口あたりの共済金額が異なりますので、ご注意ください。

給付区分	住宅の損害程度	基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
		1口あたりの 共済金	限度 (100口)	1口あたりの 共済金	限度 (400口)	
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	15,000円	600万円	900万円
大規模半壊	50%以上70%未満	21,000円	210万円	10,500円	420万円	630万円
半壊	20%以上50%未満	15,000円	150万円	7,500円	300万円	450万円
一部壊 20%未満	損害額が100万円超	4,000円	40万円	2,000円	80万円	120万円
	損害額が50万円超	2,000円	20万円	1,000円	40万円	60万円
	損害額が20万円超	1,000円	10万円	500円	20万円	30万円
	損害額が10万円超	500円	5万円	250円	10万円	15万円
	損害額が5万円超	*300円	3万円	150円	6万円	9万円
*床上浸水 (延床面積中の浸水率①と 床面からの高さ②で区分を判断)	①50%以上 ②100cm以上	15,000円	150万円	7,500円	300万円	450万円
	①50%以上 ②40cm以上100cm未満	7,000円	70万円	3,500円	140万円	210万円
	①50%以上 ②40cm未満	3,000円	30万円	1,500円	60万円	90万円
	①50%未満 ②条件なし					
*床下浸水	泥かき、消毒費用10万円超	500円	5万円	250円	10万円	15万円
	泥かき、消毒費用5万円超	300円	3万円	150円	6万円	9万円

● 注意点

共通) ①付属建物の損害は、一部壊の扱いとなります。②借家人賠償をご利用の方は基本保障は家財の口数または100口のいずれか少ない口数、特約保障は家財の口数での計算となります。

基本) ①火災等共済金と計算方法が異なり、実損填補ではありません。②風水害等の場合、別に共済金の15%を臨時費用としてお支払いします。③床下浸水5万円以下の損害の場合は、基本保障で一律1万円の見舞金を給付します。(床下浸水5万円を超える損害の場合で、基本保障が1万円に満たない場合は、見舞金に代えます)

特約付) ①共済金額が損害額を超える場合は、損害額が限度となります。②特約部分に臨時費用はありません。

★2025年4月以降の事由より対象。床上浸水は区分が変更になりました。

基本 と 特約 の自然災害の保障内容

地震等共済金

※臨時費用なし



地震



噴火



津波

給付区分(住宅)	損害程度	基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
		1口あたりの 共済金	限度 (400口)	1口あたりの 共済金	限度 (400口)	
全焼壊・流失	50%以上	7,500円	300万円	7,500円	300万円	600万円
大規模半焼壊	40%以上50%未満	5,250円	210万円	5,250円	210万円	420万円
中規模半焼壊	30%以上40%未満	*4,500円	180万円	4,500円	180万円	360万円
半焼壊	20%以上30%未満	3,750円	150万円	3,750円	150万円	300万円
準半焼壊・一部焼壊	20%未満	750円	30万円	750円	30万円	60万円
	100万円超	250円	10万円	250円	10万円	20万円
家財の損害		基本保障		特約保障		保障限度 基本+特約計
一部焼壊に該当しない場合で 家財に50万円を超える損害が生じた場合 (家財契約がある場合のみ)		1口あたりの 共済金	限度 (150口)	1口あたりの 共済金	限度 (150口)	
		450円	6.75万円	450円	6.75万円	13.5万円

● 注意点

共通) ①借家人賠償・貸家・空家は地震等共済金の対象になりません。②付属建物の損害は、一部焼壊の扱いとなります。

③風水害等共済金と地震等共済金の給付区分と損害率は異なります。④損害区分は原則として罹災証明書で判定します。

★2025年4月以降の事由より対象



特約に加入した場合の 掛金と保障額を確認してみましょう

特約付掛金は

基本口数◎P10 □ × 木造/月10円(年120円)
鉄筋/月5円(年60円) = 年間掛金 □ 円

最高保障は

風水害全壊の場合 ※基本は、100口限度、特約は400口限度

基本 ◎ or 100 □ × 3万円 + 特約 ◎ or 400 □ × 1.5万円 = □ 円

地震全焼壊の場合 ※400口限度

基本 ◎ or 400 □ × 7,500円 + 特約 ◎ or 400 □ × 7,500円 = □ 円

全労連共済・共済事業部会
推進協議会・実務支援部会

「個人加入共済・うちの安心共済」
新規加入申込書

加入申込日(西暦)
2xxx年6月23日

発効日(西暦)
2xxx年7月1日

満期日(西暦)
2xxx年6月末日

申込区分
新規

全労連共済
御中

共済規定の条項にもとづき下記のとおり加入を申し込みます。

加入者の皆様の個人情報、法令等により開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。

共済会コード
123456789

共済会名
〇〇労働組合共済会

組合員コード
フリガナ
組合員氏名(自署)

現住所
〒113-0034
東京都文京区〇〇町〇-〇-〇

生年月日
西暦xxxx年12月12日

性別
①男 2.女

続柄
本人

※契約者に法定外婚姻の配偶者（事実婚・同性婚）がいる場合や、その方が共済に加入する場合は別途書類が必要です。

【個人加入共済】セット共済に加入の際は、セット欄のコースに○をつけ、上積みする場合のみ個別種目へ上積み分を記載してください。

☒生命・医療・セット共済の加入にあたり、健康告知事項に該当しないことを被共済者各自が確認しました。

↑【健康告知事項について】該当しない場合は、上記に☒をお願いします。

※緩和型共済に加入する場合には、緩和型共済の告知書を提出してください。

枝番	被共済者（フリガナも必ず記入）		続柄	セットコース	生命	口数	医療	口数	緩医	口数	交通	口数	個人月額掛金合計
	生年月日	性別				掛金	掛金	掛金	掛金	掛金			
00	フリガナ 労働太郎	①男 2.女	・本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	A B C D ⑤E		□	□	□	□	□	5,800	円	
	西暦 xxxx年12月12日												
01	フリガナ 労働花子	1.男 ②女	・本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	A B C D ⑤E	□	□	□	□	5	250	3,150	円	
	西暦 xxxx年11月10日												
払込方法		払込月数		月額掛金合計 ☆+☆		個人払込共済掛金 ④							
□年払・□半年払・ ☒ 月払 □中途一括払(□年・□半年)		1カ月		8,950円		8,950円							

火災共済
【うちの安心共済】

申込内容	物件番号	物件名義人(借家→家財所有者)	続柄	物件住所						
	フリガナ 1	労働太郎	①本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	①同上 ← 現住所と同じ場合は○を。異なる場合は以下に記入。	〒	TEL				
建物構造	建物用途	居住区分	居住面積	居住人数	住宅口数	家財口数	合計口数	自然災害特約付帯		
①木造 ・鉄筋	①居住専用 ・店舗併用 (専有面積に店舗等を含む場合)	①自家 ・借家・アパート 【借家人賠償】 (加入する/しない)	坪数=㎡÷3.3 (小数点以下切上げ) 20坪	4人	140□	150□	290□	☒ 付帯する ※付帯する場合は ☒		
払込方法		払込月数		合計口数		火災払込共済掛金 ⑧				
□年払・□半年払・□月払 □中途一括払(□年・□半年)		12カ月		290□		34,800円				
						払込掛金総合計④+⑧=				
						43,750円				

※ 借家人賠償に加入する場合は、加入するに○をつけて、住宅口数を記入の上、「借家人賠償責任共済加入承諾書」も提出してください。

〔共済会使用欄〕 ※ 必要に応じて、この申込書のコピーをとって加入者控としてください。

年 月 日 円(個人・火災)掛金領収済 担当：

共済会 様の火災・個人共済の 年 月～ 年 月分の掛金 円を預かりました。

JI-9 担当：

新規加入申込書の記入の注意点

- 1 満期日や掛金の払込方法は、組合ごとに異なります。加入の際は、担当者にご確認ください。共済期間の途中で加入する場合は、直近の満期日まで1年未満の契約となりますので、ご注意ください。
- 2 うちの安心共済には、他保険からの移行の際に、保障を途切れなくおこなえるよう、最大1か月のサービス期間を設けています(P7参照)。他保険から移行の際は、ぜひご利用ください。

全労連共済・共済事業部会
推進協議会・実務支援部会

「個人加入共済・うちの安心共済」
新規加入申込書

加入申込日(西暦)
年 月 日

発効日(西暦)
年 月 1日

満期日(西暦)
年 月 末日

申込区分
新規

御中

共済規定の条項にもとづき下記のとおり加入を申し込みます。

加入者の皆様の個人情報は、法令等により開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。

共済会コード

共済会名

組合員コード

フリガナ
組合員氏名(自署)

現住所
〒 TEL：

生年月日
西暦 年 月 日

性別
1.男 2.女

続柄
本人

※契約者に法定外婚姻の配偶者（事実婚・同性婚）がいる場合や、その方が共済に加入する場合は別途書類が必要です。

【個人加入共済】セット共済に加入の際は、セット欄のコースに○をつけ、上積みする場合のみ個別種目へ上積み分を記載してください。

☐生命・医療・セット共済の加入にあたり、健康告知事項に該当しないことを被共済者各自が確認しました。

↑【健康告知事項について】該当しない場合は、上記に☒をお願いします。

※緩和型共済に加入する場合には、緩和型共済の告知書を提出してください。

枝番	被共済者（フリガナも必ず記入）		続柄	セットコース	生命	口数	医療	口数	緩医	口数	交通	口数	個人月額掛金合計
	生年月日	性別				掛金	掛金	掛金	掛金	掛金			
	フリガナ	・本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	A B C D E		□	□	□	□	□	□	5,800	円	
	西暦 年 月 日												1.男 2.女
	フリガナ	・本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	A B C D E		□	□	□	□	□	□	3,150	円	
	西暦 年 月 日												1.男 2.女
払込方法		払込月数		月額掛金合計 ☆+☆		個人払込共済掛金 ④							
□年払・□半年払・□月払 □中途一括払(□年・□半年)		1カ月		8,950円		8,950円							

火災共済
【うちの安心共済】

申込内容	物件番号	物件名義人(借家→家財所有者)	続柄	物件住所						
	フリガナ	労働太郎	①本人 ・配偶者 ・子ども ・親 ・その他親族 ()	①同上 ← 現住所と同じ場合は○を。異なる場合は以下に記入。	〒	TEL				
建物構造	建物用途	居住区分	居住面積	居住人数	住宅口数	家財口数	合計口数	自然災害特約付帯		
①木造 ・鉄筋	①居住専用 ・店舗併用 (専有面積に店舗等を含む場合)	①自家 ・借家・アパート 【借家人賠償】 (加入する/しない)	坪数=㎡÷3.3 (小数点以下切上げ) 20坪	4人	140□	150□	290□	☒ 付帯する ※付帯する場合は ☒		
払込方法		払込月数		合計口数		火災払込共済掛金 ⑧				
□年払・□半年払・□月払 □中途一括払(□年・□半年)		12カ月		290□		34,800円				
						払込掛金総合計④+⑧=				
						43,750円				

※ 借家人賠償に加入する場合は、加入するに○をつけて、住宅口数を記入の上、「借家人賠償責任共済加入承諾書」も提出してください。

〔共済会使用欄〕 ※ 必要に応じて、この申込書のコピーをとって加入者控としてください。

年 月 日 円(個人・火災)掛金領収済 担当：

共済会 様の火災・個人共済の 年 月～ 年 月分の掛金 円を預かりました。

JI-9 担当：